

平成30年6月市議会定例会議案件名

- 議案第86号 白河市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第87号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 白河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第89号 白河市創業者支援施設条例
- 議案第90号 小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約について
- 議案第91号 小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について
- 議案第92号 市道路線の廃止について
- 議案第93号 平成30年度白河市一般会計補正予算（第1号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 報告第5号 専決処分の報告について
- 報告第6号 専決処分の報告について
- 報告第7号 専決処分の報告について
- 報告第8号 専決処分の報告について
- 報告第9号 専決処分の報告について
- 報告第10号 専決処分の報告について
- 報告第11号 法人の経営状況について
- 報告第12号 平成29年度白河市継続費繰越しの報告について
- 報告第13号 平成29年度白河市繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第14号 平成29年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

平成30年6月市議会定例会議案要旨

議案第86号 白河市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税の税率を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第87号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から避難をしている方の国民健康保険税及び介護保険料の減免対象年度を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第88号 白河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本条例のもととなる国の基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第89号 白河市創業者支援施設条例

創業を希望する者に対し、自由に交流できる活動拠点を提供することにより、特色ある事業の創出を促し、もって地域産業の振興に寄与するため、本条例を制定するものであります。

議案第90号 小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約について

議案第91号 小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更について

上2議案については、各工事の請負契約の締結又は一部変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第92号 市道路線の廃止について

市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第93号 平成30年度白河市一般会計補正予算（第1号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は118,576千円増額となり、歳入歳出予算総額は28,578,576千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、国庫支出金4,752千円、県支出金57,326千円、繰入金56,498千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、農林水産業費5,576千円、土木費113,000千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出補正の内容は、次のとおりであります。

銘柄米オール“特A”獲得推進事業	5,576千円
道路維持管理事業	58,000千円
応急仮設住宅解体撤去事業	55,000千円

報告第 4 号 専決処分の報告について

報告第 5 号 専決処分の報告について

報告第 6 号 専決処分の報告について

報告第 7 号 専決処分の報告について

報告第 8 号 専決処分の報告について

報告第 9 号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

上7報告については、市道の管理瑕疵に伴う事故、物損事故及び交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第11号 法人の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している白河地方土地開発公社、公益財団法人白河観光物産協会、株式会社ひがし振興公社及び一般社団法人産業サポート白河の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

報告第12号 平成29年度白河市継続費繰越しの報告について

釜子小学校建設事業屋内運動場等工事及び釜子小学校建設事業校舎大規模改修工事に係る継続費の平成29年度年割額のうち、年度内にその支出が終わら

なかったものがあるので、逡次繰り越して使用するため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書により議会に報告するものがあります。

報告第13号 平成29年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成29年度白河市一般会計予算及び平成29年度白河市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成30年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第14号 平成29年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成29年度白河市水道事業会計予算の経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるので、平成30年度へ繰り越して使用するため、同条第3項の規定により、繰越計算書により議会に報告するものであります。